

議案第168号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年3月18日

つくば市長 五十嵐立青

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 小学校指導者用教科書、指導書及びデジタル教科書 |
| 2 取得金額 | 金25,979,116円 |
| 3 取得目的 | 小学校教科書の改訂に伴い、市内7校に整備するため |
| 4 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 契約の相手方 | 茨城県つくば市吾妻3丁目8番地7
株式会社 友朋堂書店
代表取締役 柳橋 治 |

(提案理由)

小学校教科書の改訂に伴い、市の財産として指導者用教科書、指導書及びデジタル教科書を取得するため、この案を提出するものである。